

令和 7 年第 1 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 7 年 1 月 29 日（水）午後 3 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第1号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	3件
議第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
報第1号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	2件
報第2号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	3件
報第3号	農地法第 2 条第 3 項に定める農地所有適格法人の要件について	1件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二三	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	欠席
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	

■■■■■が初めて農地を持つことになり、法人が農地を所有する場合には、農地所有適格法人の要件を満たしている必要がある。そのため■■■■■から農地所有適格法人要件の適格説明書が提出されており、報第3号として報告するものである。

※適格説明書の内容について説明実施。

議 長 議第1号の事案1について、地元委員から意見があれば発言願う。

1 番 面積は小さな土地。周りには荒地が多い。譲渡人の■■さんは、■■町で田んぼを耕作していた■■という人の娘。その当時から荒地が多かった。農地を相続したものの■■さんは■■■の方でどうしようもできないということで、不動産を通して私に農地を貰ってくれと言う話もあった。私としてもこの土地をもらっても耕作はできないという事で断ったが、田んぼとしては無理であるが、■■■■■さんが農地として再生させたいという事である。

議 長 荒地であり、何かの関係で■■さんが押し付けられた様な感じになっているかもしれないが、果樹を植えるなど農地として活用して欲しい。他に発言はないか。

委 員 (発言なし)

議 長 他に発言がないので、議第1号の事案1について採決を行う。議第1号の事案1を許可することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議 長 全員挙手により、議第1号の事案1は許可することに決定する。

議 長 次に議第1号の事案2について、地元委員から意見があれば発言願う。

1 番 この農地は■■■■■さんがしっかりと管理を行っていた。娘はいたが嫁いでいる。自身が農業を続けるということは無理ということで、■■■■■さんに無償で譲るということになった。

議 長 ここは有刺鉄線が張ってあるのか。

事務局 イノシン除けの有刺鉄線がある。

5 番 田植えは今までも■■■■さんが引き受けていたので、このまま譲渡する事になった。

議長 他に発言はないか。

委員 (発言なし)

議長 他に発言がないので、議第1号の事案2について採決を行う。議第1号の事案2を許可することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第1号の事案2は許可することに決定する。

議長 次に議第1号の事案3について、地元委員から意見があれば発言願う。

15番 事務局から、農地所有適格法人の説明があつたが、■■さんの議決権の数というのは9人という意味なのか。

事務局 そうではなく、■■■■■■■■■■の代表である■■さんが議決権を9票持っているという意味。

15番 ■■さんは良いとして、■■さん、■■さんはどこで農業をおこなっているのか。

事務局 7の業務執行役員の状況(農地所有適格法人要件の適格説明書)をみていただくと、農作業の年間従事日数の欄があるが、■■さん、■■さんはたまに■■にきて農作業をおこなっているという事になる。

また、会議や商品開発などが農業への従事日数に数えられ、この日数となっている。

15番 事案3の所有権移転については、小さい土地であるが、■■さんは、農地の管理については、ずさんな所がみられるため、少し心配するところである。

実際の作業も■■■さんの父親が行う事もあり、管理する農地が広すぎるとも言える。

6 番 ■■■■■■■■■■が管理する土地に、多治見市再生協議会が資材提供したイノシシ除けの柵があるが、手入れを怠っているため、ツルが伸びて歩きにくい状態の所もある。イノシシ捕獲用の檻を置いていたが、■■■さんから撤去するように言われて、撤去したものの、その場所に植えられた■■■は、雑草に負けてしまっている状況。もう少し手入れをしてもらうよう、事務局から要請して欲しいと思う。

11番 農地の拡大も良いが、自身の管理能力にあった農地を持つことも大切である。

8 番 再生協議会が資材提供した柵は14年間の維持管理をしなければならない。事務局の方から適切に管理するようアドバイスをしてもらった方が良いと思う。維持管理を怠ると、水路が使えなくなったり、他の農地への弊害も起こる。所有権移転の申請書にそういった事に気を付けるよう記入するところがあったと思う。

議長 多治見市の申請様式はどうか。

事務局 3条様式にはっきりとした記入項目があるわけではないものの、今回の申請では、「周辺地域との関係」及び「地域との役割分担の状況」などの項目に地域の取り決めに遵守するなどの記述がある。

15番 こういった話は前からあったのか、今回初めて申請されたものか。

事務局 ■■■■■■■■■■として所有する農地は無く、今回初めての3条申請により、合わせて農地所有適格法人の書類も出てきたもの。

議長 農業委員会において、土地の管理がずさんな部分があると指摘があった事から、私が農業委員会の会長として、周りに迷惑をかけることなく草刈りを実施するよう■■■さんに話をし、加えて■■■では■■■さんの要請に応じイノシシ用の檻を移動したものの、その■■■が草に覆われてしまっているの、現状を改善するよう話をする。

17番 ■■■■■■■■■■と話をした。令和4年当時、農地パトロールの際に違反として発見し、当時の市の担当者に対応してもらっていた。

その後、令和5年12月に■■■■■として議題に挙がり、今までかかったということになる。手続きも簡単に進まず、■■■は不満な様子であった。私の先代の農業委員に書類を渡した経緯があったそうだが、それがうまく進んでいなかったという事で、費用もかさんでしまったとの事であった。現場を一緒にみて、今後の予定等を聞いた。

議長 ■■■■■の転用という事で難しい面もあり、時間と費用が掛かってしまったという事になる。他に発言はないか。

8番 雨水については、浸透及び水路に放出するとなっているが、車の解体等によって油が流れるなどの心配はないか。

17番 それは問題ない。油などは工場に設備があり、そちらで処理される。

13番 造成工事は行わず現状のまま使用すると申請にはあるが、かさ上げはしなのか。

事務局 現状、既にかさ上げがなされている状態であり、このまま使うという事である。造成工事などが入ると都市計画法の範疇となる為、開発指導課においても監視する土地となる。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第2号について採決を行う。議第2号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第2号は許可することに決定する。

議長 次に報第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を

上程する。報第 1 号について事務局より説明願う。

事務局 報第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を受理した事を報告する。

申請件数 2 件。申請番号 1、所在地は、■■■■■■■■■■■■■■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、面積 8.56 m²。申請人は、■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■。転用目的は駐車場。始末書提出済み。

[illegible]

議長 報第 1 号は専決事項のため、議決事項ではないが、委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第1号を終了する。

議 長 次に報第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程する。報第2号について事務局より説明願う。

事務局 報第 25 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を受理したことを報告する。

[illegible][illegible]

申請番号 3、所有権移転、所在地は、■■■■■■■■■■■■■■■、登記簿地目は畑、現況は宅地、面積 357 m²。譲渡人は、■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■、転用目的は駐車場及び資材置場。

議 長 報第 2 号は専決事項のため、議決事項ではないが、委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議 長 発言がないので、報第 2 号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議 長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

(発言なし)

議 長 発言が無いのでこれで終了する。事務局から連絡事項を願う。

事務局 2 月 18 日の令和 6 年度 農地利用最適化推進委員大会への出席者確認
次回の総会開催日は、2 月 26 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎
4 階会議室にて開催する。

総会後、農振除外の農業振興推進協議会を開催する。

以上

(閉会 午後 4 時 50 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
書記	藤井	憲
書記	岡田	聡

令和 7 年 1 月 29 日

議事録署名

13 番

14 番

議長